

取引先各位

大和小田急建設株式会社

消費税率引上げに伴う弊社請求書の一部改訂について

貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は弊社に対しご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成 26 年 4 月 1 日の消費税率引上げに伴い、弊社請求書の一部改訂いたしましたので、今後はこちらをご利用くださいますようお願いいたします。

消費税率に関する混乱が生じぬよう、あらかじめ 6 パターンの請求書を用意いたしました。下記の表より契約内容、契約日及び契約工期「完了日」を確認後、該当するパターンを選択してください。該当する請求書が表示される設定になっております。

契約内容 (※)	工事の請負等				工事の請負等以外	
	①	②	③	④	⑤	⑥
パターン						
契約日	H25 年 9 月 30 日 以前	H25 年 9 月 30 日 以前	H25 年 10 月 1 日 以降	H25 年 10 月 1 日 以降	H26 年 3 月 31 日 以前	H26 年 4 月 1 日 以降
契約工期「完了日」	H26 年 3 月 31 日 以前	H26 年 4 月 1 日 以降	H26 年 3 月 31 日 以前	H26 年 4 月 1 日 以降	工期 (完了日) によらず	工期 (完了日) によらず
注文書の消費税率	5%	5%	5%	8%	5%	8%
H26 年 3 月分以前請求書	5%	5%	5%	8%	5%	—
H26 年 4 月分以降請求書	—	5%	—	8%	8%	8%

※工事の請負等・・・工事の請負に係る契約およびこれらに類する契約

「工事の請負に係る契約」：建設業に分類される工事につき、その工事の完成を約し、かつ、それに対する対価を支払うことを約する契約。

「これらに類する契約」：仕事の完成に長期間を要し、かつ、当該工事の目的物の引き渡しが一括して行われることとされているもののうち、当該契約に係る仕事の内容につき相手方の注文が付されているもの。

## 1. 契約内容が「工事の請負等」に該当する場合

- ① 契約日が平成 25 年 9 月 30 日以前で、工期 (完了日) が平成 26 年 3 月 31 日以前の場合
  - ・ 注文書は消費税率 5% で発行します。
  - ・ 平成 26 年 3 月分以前の出来高についての請求書は消費税率 5% で発行してください。
  - ・ 工期 (完了日) が平成 26 年 4 月 1 日以降に変更となった場合は、パターン②の取り扱いとしてください。
- ② 契約日が平成 25 年 9 月 30 日以前で、工期 (完了日) が平成 26 年 4 月 1 日以降の場合
  - ・ 注文書は消費税率 5% で発行します。
  - ・ 平成 26 年 3 月分以前、および平成 26 年 4 月分以降の出来高についての請求書は消費税率 5% で発行してください。
  - ・ 平成 26 年 4 月分以降の請求書には、「請求先作業所名」欄に「(改正消費税の経過措置対象)」と追記してください。
- ③ 契約日が平成 25 年 10 月 1 日以降で、工期 (完了日) が平成 26 年 3 月 31 日以前の場合
  - ・ 注文書は消費税率 5% で発行します。
  - ・ 平成 26 年 3 月分以前の出来高についての請求書は消費税率 5% で発行してください。
  - ・ 工期 (完了日) が平成 26 年 4 月 1 日以降に変更となった場合は、平成 26 年 3 月分以前の出来高についての請求書は消費税率 5%、平成 26 年 4 月分以降の出来高については消費税 8% で発行し、平成 26 年 4 月に平成 26 年 3 月分以前の出来高に対する、5% と 8% の消費税差額請求書を発行してください。

※消費税差額請求書については、4月の出来高請求書とは別に請求書を発行してください。

- ④ 契約日が平成25年10月1日以降で、工期（完了日）が平成26年4月1日以降の場合
- ・ 注文書は消費税率8%で発行します。
  - ・ 平成26年3月分以前、および平成26年4月分以降の出来高についての請求書は消費税率8%で発行してください。
  - ・ 工期（完了日）が平成26年3月31日以前に変更となった場合は、完了日の翌月に平成26年3月分以前の出来高に対する、8%と5%の消費税差額請求書(マイナス)を別途発行してください。当該月の当社の支払金額から消費税差額を差引の上、振込いたします。但し、当該月の当社からの支払金額が消費税差額相当分を下回る場合は、当社から消費税差額請求書を発行します。
2. 契約内容が「工事の請負等」に該当しない場合（材料、労務費等の単価契約等）
- ⑤ 契約日が平成26年3月31日以前の場合
- ・ 注文書は消費税率5%で発行します。
  - ・ 平成26年3月31日以前の出来高および納品についての請求書は消費税率5%で発行してください。
  - ・ 平成26年4月1日以降の出来高および納品についての請求書は消費税率8%で発行してください。
- ⑥ 契約日が平成26年4月1日以降の場合
- ・ 注文書は消費税率8%で発行します。
  - ・ 請求書は消費税率8%で発行してください。

以上

この件に関するお問合せ先

経営管理本部経理部経理・財務グループ TEL 03-3376-3112（担当：中込、平川）

弊社従業員が協力会社みなさまとのお取引に際して、不当な行為をした場合、またはその疑いがある場合、  
パートナーズホットライン制度  
(<http://www.daiwaodakyu.co.jp/cooperation/partners.html>) も、  
是非ご活用いただければと存じます。